

群馬県からののお知らせ

令和3年7月1日から

青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為が禁止されます

～群馬県青少年健全育成条例の一部改正～

公布：令和3年3月26日
施行：令和3年7月1日

近年、インターネットを介して青少年が言葉巧みにだまされたりして、自分の裸の画像等を撮影させられ、メール等で送られる被害（いわゆる「自画撮り被害」）が全国で増加傾向にあります。しかしながら、現行法令では、青少年に対して児童ポルノ画像を要求する行為を禁止する規定がありません（脅迫罪や強要罪等に該当する場合を除く）。

群馬県では、このような悪質な行為を規制すべく、群馬県青少年健全育成条例を以下のように改正しました。

1 児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止規定の新設

青少年に対して、当該児童にかかる児童ポルノ画像を要求する行為を禁止するため次のとおり、禁止規定を新設しました。

（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止） **【新設】**

第35条の2 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。第57条第9号において同じ。）の提供を求めてはならない。

2 罰則規定

禁止規定に違反した者のうち、悪質な態様により要求したものについて、30万円以下の罰金に処する規定を新設しました。

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(9) 第35条の2の規定に違反して、青少年に対し、次に掲げる行為を行った者 **【新設】**

- イ 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めること。
- ロ 青少年を威迫し、欺き、又は困惑させる方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めること。
- ハ 青少年に対し対償を供与し、又はその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めること。



「群馬県青少年健全育成条例」に関する詳しいお問い合わせは
群馬県生活こども部 児童福祉・青少年課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1丁目1番1号 電話 027-223-1111(内線2966)・027-897-2966(直通)

※ 詳しい内容は、群馬県ホームページでもご覧いただけます。検索方法は、群馬県ホームページ上部の「検索」に「健全育成条例」と入力して検索を実行して下さい。

詳しい情報は、HPで検索して下さい。

健全育成条例

検索

CLICK!